【仕様表】　※着色部分に数値を記載又は仕様をプルダウンにより選択

設計者（　　）　建築士(　　)登録第（　　）号

氏名

住宅の名称欄削除

仕様表Ver１．２
各選択事項の初期表示を整理

単位：特記なき限り（mm）

仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載

項目	小項目	仕様					備考
建築材料（法第37条）	基礎コンクリート	JIS	設計基準強度	21	N/mm²		
	基礎鉄筋	JIS	SD295（D10～D16）				
令第2章第2節（天井高さ、床高さ）	居室の床高さ及び防湿方法（令第22条）	床の高さ	560 mm				
		防湿方法	べた基礎				
令第3章第2節（構造部材等）	構造部材の耐久（令第37条）	構造耐力上主要な部分	腐食、腐朽、摩損のおそれのあるものに腐食等防止の措置をした材料を使用				
	基礎（令第38条）	支持地盤の種別及び位置	砂質地盤	GL - 100 mm			
		基礎の種類	主要部分 べた基礎	独立柱			独立基礎は仕様規定の構造計算による
		基礎の底部の位置	深さ GL- 100	根入 GL- 250			布基礎は240以上
		底部に作用する荷重の数値	許容応力度	20 KN/m²			布基礎は30以上
		鉄筋	主筋 D13 底版 D13	その他部分 D10			
		開口部補強	斜め補強筋による				
		主筋と立ち上がり筋の緊結	フック付きと同等以上の性能を有する構造				
	地盤調査（令第38条）	地盤調査及び地盤改良	調査方法 地盤説明書による	地耐力以下の時、改良実施			
	屋根ふき材（令第39条）	屋根ふき材の固定方法	仕様選択	□	□	☑	屋根仕様を選択 複数仕様があればすべてチェックしてください
			屋根ふき材	瓦	スレート	金属屋根	
			平部	全数固定	全数固定	鋼板製屋根構法標準による設計	
			棟部	ねじ固定			
			軒・けらば	ねじ3本固定			
		屋外タイル等の緊結方法	該当なし				
		太陽光設備等の防錆処理	該当なし				
令第3章第3節（木造）	木材（令第41条）	木材の規格（JAS）又は等級		樹種	等級	耐力上の欠点なし	※（方法B）2-2より柱の小径を求める場合、入力した柱材のJAS規格、樹種、等級と整合させること。
			柱材	WW	JAS構造用集成材		
			横架材	べいまつ	無等級		
			横架材	RW	JAS構造用集成材		
			横架材	すぎ	無等級		
			土台	ひば	無等級		
			筋交、その他	べいまつ	無等級		
	土台及び基礎（令第42条）	柱脚の固定方法	土台	105	×	105	
		土台の固定方法	アンカーボルト（M12）＋座金（厚）4.5×40角×14φまたは同等品により緊結、柱から200以内に設置（設置間隔：2700以内）				2マーク表示金物又は同等認定品
	柱の小径（令第43条）	横架材間距離	1階　小径	105	mm角		柱の小径については、国土交通省による表計算ツール又は早見表等で確認済
			横架材相互間垂直距離の最大（横架材間距離を記載）	2700	mm		
			断面二次率半径	30.345	柱の有効細長比	88.9768	最大値を記載
			柱の小径と横架材間内法寸法の比率	1 / 26			
			2階　小径	105	mm角		柱の小径については、国土交通省による表計算ツール又は早見表等で確認済
			横架材相互間垂直距離の最大（横架材間距離を記載）	3100	mm		
			断面二次率半径	30.345	柱の有効細長比	102.159	最大値を記載
			柱の小径と横架材間内法寸法の比率	1 / 30			

設計基準強度の選択値を整理

2階断面二次率半径欄の誤表記を修正

柱の小径については、設計者確認方法を備考欄に追記

項目	小項目	仕様					備考
令第3章第3節（木造）	柱の小径（令第43条）	柱断面の欠き取りの有無	1/3以上欠き取る場合は適切に補強				
		2階建てのすみ柱	通し柱、又は同等の補強（「は」金物以上）				
	はり等の横架材（令44条）	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込み	欠き込み無し				
	筋かい（令第45条）	筋かいの断面	45×90				
		筋かいの欠き込み	欠き込み無し				
	構造耐力上必要な軸組（令第46条）	第1項	主要な梁成	樹種：木材 欄による	梁幅 105～150	梁せい 105～450	
		第3項　床組・小屋組の火打、構造用合板等、振れ止め	床組	仕様	構造用合板ｔ２４ｍｍ～３０ｍｍ		
				直貼り四周釘打N75　@150以下			剛床の場合は釘打ち仕様を選択
				吹き抜け部分	火打ち梁を設置		
			小屋組	小屋組部分に火打梁、振れ止め設置			
			☑	火打土台なし　２F床仕様に準ずる			UB,土間部分は除く
			□	火打土台あり	材寸	90×90	
		第4項　壁量基準	壁量計算書、壁量平面図による				
	継手・仕口（令第47条）	筋かい端部	緊結方法	筋かいプレート（BP2等）			Zマーク表示金物又は同等認定品
		耐力壁両側柱頭・柱脚	N値計算による				N値計算書
		その他の柱頭・柱脚	かど金物（CPL等）				Zマーク表示金物又は同等認定品
		小屋組の接合方法	たるき－軒桁接合				
			垂木留用ビス				
			たるき－もや接合				
			鉄丸釘２-N75　2本斜め打ち				
			小屋束－小屋梁、もや接合				
			かすがい２本打ち				
			野地板－垂木				
			くぎで留め付け				
その他	特記事項						特記事項があれば記載してください

特記事項記入欄
横線追加

項目	小項目	仕様		備考
令第3章第3節 （木造）	防腐措置等 （令第49条）	鉄鋼モルタル下地等	該当なし	
		柱、筋かい、土台	地面から１ｍの範囲で防腐・防蟻処理	
法第22条区域	屋根（法第22条）	断面詳細図による		
	外壁（法第23条）	断面詳細図による		
居室の内装及び換気 （シックハウス関係）	内装材（令第20条の7） 換気設備（令第20条の8）	添付のシックハウス関係図書による クロルピリホス添加材は使用しない。		
電気設備	電気設備（法第32条）	法第32条に適合させる		
給排水衛生設備	建築設備の構造強度 （令第129条の2の3） H12告示1388号	昇降機以外の建築設備の構造方法	建築物に設ける昇降機以外の建築設備の安全設置に関するH12告示1388号及び第5 給湯設備転倒防止対策改正（H24 告示1477号）の構造方法に従い設置	
			建築設備（EV除く）、支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれのないものとする	
			屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は、建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること	
		建築物に設ける給水排水その他の構造方法	風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること	
			建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること	
			管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること	
			管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること	
	給水、排水その他の配管設備 （令第129条の2の4）	給水・給湯管材料	引込：ステンレス管 敷地内：耐衝撃硬質塩化ビニル製桝 住戸内：架橋ポリエチレン管	
給排水衛生設備	給水、排水その他の配管設備 （令第129条の2の4）	排水管材料	排水桝：コンクリート製桝又は硬質塩化ビニル製桝 排水管：硬質塩化ビニル製排水管 地中埋設管：防食テープにて処理 排水勾配：１／１００以上	管径は、上下水道局の基準によること
		水栓	吐水口空間を有効に確保する	
飲料水の配管設備	水の逆流防止 （令第129条の2の4第2項第三号）、H12告示1390号	水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置	水栓とあふれ面の吐水空間を確保する	
給水管	給水管の防凍のための措置 （令第129条の2の4 第2項第四号）	屋外埋設管	凍結深度以下への埋設	凍結防止は寒冷地が対象
		散水栓立上り配管	水抜き栓	
		室内	凍結防止ヒーター（テープ式）	
	ウォーターハンマー防止措置 （令第129条の2の4 第2項第六号）	ウォーターハンマー防止のための措置	管径を大きくして流速を小さくする	S50 告示1597号
排水トラップ	排水トラップ （令第129条の2の4 第3項 第二号、第五号）	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置	各衛生器具にJIS規格による排水トラップ設置	S50告示1597号
排水のための配管設備	容量、算定方法、傾斜 （令第129条の2の4 第3項第一号）	排水管径算定手法	排水負荷単位法	配管の傾斜は有効な数値を確保するものとする
換気設備	給気口、排気口、材料 （令第129条の2の5）	換気設備の構造	令第129条の2の5に基づき適切に施工	

項目欄
法第22条区域追記

クロルピリホスについて追記

換気設備について追記

項目	小項目	仕様		備考
階段	階段の基準 （令第23条）	蹴上、踏面、幅員、手摺	令第23条に基づき適切に施工	
便所	便所の基準 （令第28条）	採光、換気又は代わる設備	令第28条に基づき適切に施工	
圧力タンク 及び給湯設備	給湯設備 （令第129条の2の4 第1項第四号）	ガス湯沸器	逃し弁	
		電気湯沸器	膨張管	
給湯設備転倒防止対策	H12建設省告示第1388号	転倒防止対策基準	別添のカタログに記載の仕様による	
給排水その他の配管設備の設置等	給排水設備 （令第129条の2の4）	配管設備の種類、 配置及び構造、連結先等	給排水その他の配管設備は令第129条の2の4による	
水道法第16条	水道法 （令第6条）	構造及び材質	給水装置の構造及び材質は令第6条による	
下水道法第10条	ー	排水設備	下水道法第10条に基づき適切に施工	公共下水の場合
ガス事業法第162条	ー	都市ガス	ガス事業法第162条に基づき適切に施工	都市ガスの場合
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2	ー	プロパンガス	同法第38条の2に基づき適切に施工	プロパンガスの場合
消防法第9条	ー	火災の発生のおそれのある設備の位置、構造は火災予防条例に基づき施工		
備考欄				
				Ver.1.2

階段の項目追加

便所の項目追加

給湯設備の転倒防止欄に告示を追記

給排水設備の項目追加

備考欄の「火気使用設備の場合」を削除

更新
Ver1.1→Ver1.2